

松江における米騒動に関する史料紹介

能川泰治

はじめに

本稿は、松江における米騒動を考察するための史料を紹介し、深めるべき重要論点を提示しようとするものである。本稿でいう「米騒動」とは、一九一八年の米価暴騰を契機に発生し、全国的に拡大した騒動のことを指している。

ところで、島根県内で発生した米騒動に関する研究では、県内で最も激しい民衆蜂起が起こった那賀郡浜田町（現在の浜田市）の米騒動に関心が集中していた。例えば、最も早く本格的な研究に着手した吉岡吉典は、浜田で発生した民衆蜂起の過程を詳細に跡づけ、これを契機に県内で小作争議が活性化したことをもって、革命的闘争の出発点として位置づけた⁽¹⁾。続く一九六〇年代後半以降の研究では、米騒動対策や民衆生活の実態をふまえたうえで、島根県内の米騒動の特徴を明らかにしようとする傾向が窺えるが、依然として民衆蜂起が起こった地域に焦点をあてて米騒動を論じる傾向は変わっていない⁽²⁾。その意味では、長らくの間「米騒動＝民衆蜂起」という図式が自明視されてきたように思われる。しかし、この図式を自明視すると、民衆蜂起が起きなかった松江では米騒動は発生しなかったことになり、「松江における米騒動」という研究課題は成り立たなくなるが、果たしてそのような理解でよいであろうか。

そこで、井上清・渡部徹編『米騒動の研究 第三卷』（有斐閣、一九六〇年）に依拠しながら、一九一八年に各地で民衆蜂起が発生した頃の松江市内の動

きを、あらためて概観してみよう。それによると、①人力車夫や職工などによる賃上げを求めるストライキが続発していたこと、②市当局では市内の官公署・会社の下級職員救済のため、米の廉売に関する内規を制定していたこと、③市周辺郡部では松江市内の「細民」が来襲するという流言が伝播し、村で警戒態勢を敷く騒ぎが起こったほか、④廉売された外米を困窮者が買い控え、村当局がこれを「美風」としていたことが確認できる。以上のような、井上・渡部編著が明らかにしたことをあらためて確認してみると、確かに松江で民衆蜂起は発生していない。しかし、米価暴騰を契機とする騒動、即ち俸給生活者の生活難や様々な流言から派生した人心不安と、それを鎮めるために行政当局が奔走していたことは確認できる。したがって、「米騒動＝民衆蜂起」という従来からの図式にとらわれていると、松江で米騒動は発生しなかったことになるが、上記①～④として挙げたような、米価暴騰によって生じた人心不安とそれへの行政当局の対応も米騒動の範疇に含めると、松江でも米騒動は発生しているのであり、そこには当時の社会状況を理解するうえで重要な論点がいくつも確認できるのである。

以上の点から、筆者は、米騒動を民衆蜂起としてのみ理解するのではなく、米価高騰によって生じた人心不安と、それへの行政当局の対応も含めて、より広く米騒動を理解したいと思う。そして、このような観点に立って、松江で発生した米騒動に関する重要論点を示す史料を紹介し⁽³⁾、今後の研究の深化に寄与したい。ただし、本稿で分析対象とする松江市域については、一九

一八年当時の行政区域としての松江市域に限定せずに、現在（二〇一二年一月）の松江市域に相当する周辺郡部も分析対象として含めていることを、あらかじめ断っておく。

大正七年八月二十日

八束郡役所第一課長

村長殿

依命通牒

1、朝酌村役場『大正七年米価暴騰細民救助一途』

まず、朝酌村役場文書の簿冊『大正七年米価暴騰細民救助一途』を取り上げた。

八束郡朝酌村（現在の松江市朝酌町）は、米騒動発生当時の松江市域に隣接する行政村で、松江市街中心部の東方に位置し、周囲を朝酌川と山間部に囲まれている（一九三九年に松江市に合併）。その朝酌村で、一九一八年の米価暴騰の際に、救済策をめぐって八束郡役所と朝酌村役場、及び同村の村長と各地域の区長との間で交わされた文書が、『大正七年米価暴騰細民救助一途』と題する簿冊に綴じられて保存されており、現在は松江市役所の書庫に収蔵されている。

綴じられた文書は約七〇点。簿冊の冒頭にあるのは、大正七年八月一日付で村長から各区長に宛てた「細民」の生活現況に関して照会する文書で、以下、八月下旬から九月末にかけて実施された、各方面からの寄付金や恩賜金による米の廉売などの救済事業に関する文書が続く。その意味で、『大正七年米価暴騰細民救助一途』は、郡村部で実施された救済事業の実態を詳しく知る手掛かりとなる史料である。紙幅の関係で全ての文書を紹介することはできないが、興味深い内容の文書をいくつか紹介しておこう。

②朝酌村役場 大正七年八月廿三日受附 庶第二八六号

米価ノ暴騰ニ因ル大都会ノ騒擾ハ大体ニ於テ静穩ニ帰シタル如キ觀アルモ此影響ハ動モスレハ地方ニ波及セントシ現ニ県下ニ於テモ二三不穩ノ挙アルヲ見ルニ至リシハ遺憾ノ次第二有之候本郡内ニ於テハ各位ノ御配慮ニ依リ幸ニシテ如斯事件無之候へ共周囲ノ状勢ハ未タ全ク意ヲ安ンスルヲ許サ、ルモノ有之就テハ此際村青年会員、在郷軍人会員ハ警察官署其他ノ公署ト連絡ヲ保チ予防、鎮撫、救済ニ助力セシムル様郡青年會長、聯合分会長ヨリ夫々通牒セシ趣ニ付右御了知各団体ト繋連^{つらな}ヲ保チ一層ノ御注意ヲ以テ不祥事件ノ發生ヲ未然ニ防止スル様御尽力相成度候也

庶第二、八五八号

大正七年八月二十二日

八束郡役所第一課長^印

各村長殿

依命通牒

米価騰貴ニ伴フ救済及警戒方等ニ付テ再三及通牒置候処尚左記ノ通取計相成度候也

記

一、各市町村間ニ於ケル米穀ノ需要供給ハ最モ円滑ナラシムルノ必要アリ然ラザレハ現下ノ窮状ヲ充分ニ緩和スルコト能ハス却テ将来地方ニ

①朝酌村役場 大正七年八月廿一日受附 庶第二八四号

号外

依リテハ徒ラニ持越米ヲ有スルニ至ル虞アルノミナラス偶々之ヲ売却セントスルモ米商ニ於テ危険ヲ恐レ買収セス又他町村ニ供給シテ其ノ不足ヲ補ハントスルモ又危険ヲ恐レテ躊躇スルカ如キモノアル哉ノ聞ヘアルニ付各町村長ヲシテ其町村内ニ於テ剰余トナルヘキ見込アル米ノ売買ニ付所有者並ニ米商ニ便宜ヲ与ヘ其ノ売買ヲ安全ナラシメメントヲ期シ適宜ノ方法ニ依リ予メ関係町村民ノ諒解ヲ全フシ町村長ノ証明等ヲ以テ其危険ヲ排除スル等適宜融通ヲ図リ有無相通スルノ方法ヲ講スヘキコト

二、米穀商ハ商取引上必要ノ機関ニシテ之ヲ正当ニ利用シ及保管スルコト最モ緊要ナルニ付可成其ノ取引ヲ停止セシメ若ハ之ヲ妨害スルコトナキ様注意スヘキコト尚目下施行中ノ施米並廉価販売ニ付テモ取扱上支障ナキ範圍ニ於テハ可成米ノ買収並ニ売却等ニ付米商人ヲシテ働カシメ其營業上ノ困難又ハ反感ヲ起サシメサル様注意スルコト

三、在郷軍人、青年団員、仏教奉公団員等ハ相互連絡協力以テ救済事業ニ助力セシメ実地ノ状況ニ依リ可能ノ場合ニ於テハ米ノ配付方或ハ困窮者ノ調査等ニ当ラシメ又一面去二十日号外通牒ノ如ク暴動其ノ他不穩ノ挙動若ハ其ノ虞アル場合ニハ官公署ト充分ノ連絡ヲ保チ以テ其ノ予防鎮撫ニ努メシムルコト

四、町村長ハ常ニ警察官ト連絡協力シ又ハ直接間接接触ヲ保チ以テ漁村又ハ貧民部落特殊部落其他労働者等ノ消息動静ヲ予メ探知シ不穩ノ兆候アルトキハ事前ニ鎮静スヘク注意ヲ怠ラサルコト尚崇敬心又ハ信仰心ノ旺盛ナル部落等ニ対シテハ神官又ハ僧侶等ヲシテ之ニ尽力セシムルコト

五、恩賜金寄附金ヲ以テスル救済ハ巡查其ノ他下級俸給生活者ニ対シテ

モ之ヲ及ホス様取計フコト

六、恩賜金寄附金ニ依ル米穀給与又ハ廉価販売ニシテ麦、稗、粟、芋薯、等ヲ主食物トスル地方ニ在リテハ之ヲ米ニ代用スルモ差支ナキコト

八月一九日の深夜から翌二〇日の早朝にかけて、県内では那賀郡浜田町（現在の浜田市）で民衆暴動が発生し、同地に駐屯している歩兵第二連隊の一部が出勤するに至っている。文書の日付と「県下ニ於テモ二三不穩ノ挙アルヲ見ルニ至リシハ遺憾ノ次第」という文言からして、①の通牒は浜田で暴動が発生したことを受け、その余波が郡内に波及することを阻止するために発せられたものである。この通牒では、青年会と在郷軍人会が警察と連携しながら治安維持に務めるよう求めている。さらに、その直後に発せられた②の通牒では、在郷軍人、青年団員、仏教奉公団員が救済事業に当たるべきことを指示している⁽⁴⁾。さらに、被差別部落を含めた困窮者が集住する集落への監視を強め、場合によっては神官・僧侶などの宗教者までを治安維持に協力させるよう指示している。青年団や在郷軍人のみならず、宗教者も地域の治安維持のために動員するよう指示されているのである。

また、簿冊の中には廉売に関する基本方針が明示されている文書もある。

指示

大正七年九月

三日 村長召集

米価暴騰ニ因ル困厄者ノ救済資金トシテ本県内資産家ノ醸出ニ係ル寄付金五千八百五拾八円ヲ各村ニ配当（配当額ハ別ニ通知ス）スヘキニ付別案ニ依リ標準ヲ定メ廉価販売ノ資ニ充テルヘシ元来本寄付金及目下実施ニ係ル各種ノ方法ニ依ル米穀ノ給与並廉価販売ハ這般ノ窮状ヲ救済スル

応急策トシテ止ムヲ得サルニ出テタル次第ニシテ過度ノ廉売ハイヨイヨ米ノ消費ヲ増加シ其配給上憂慮スヘキ事態ヲ誘起スルノ虞アルノミナラス救済ニ狎レテ忌ムヘキ依頼心ヲ助長スルカ如キハ禍根ヲ将来ニノコスモノニシテ給与及ビ廉価販売ハ漸次整理ヲ要スルヲ以テ各位ハ深ク此ノ点ヲ留意シ救済ノ本旨ヲ達成スルニ努メラルヘシ

※¹協定事項 大正七年九月三日

一本寄付金ハ米穀廉価販売ノ資ニ充ツルコト（無代給与ハ之ヲ廃止ス）
二廉価販売スヘキ者ノ範圍ハ村人口ノ四分ノ一以内トシ可成其範圍ヲ緊縮スルノ方針ヲ執リ困窮ノ甚シキ者ヨリ順次之ヲ為スコト但シ困窮ノ実情ニ応シ已ムヲ得サル場合ハ従来ノ例ニ抛ルコトヲ得

三廉価販売ハ一人一日三合以内トシ内国米朝鮮米又ハ台湾米ハ時価ノ二割以内外国米ハ一割以内ノ割引ヲナスコト但シ内国米朝鮮米又ハ台湾米一升ニ付式拾五錢外国米ハ一升ニ付拾六錢ヲ下ルコトヲ得ス（時価ハ地方ニ於ケル通常ノ商取引相場ニシテ米商等聯合シテ一般ニ廉売スル場合若ハ寄付金ヲ以テ米商等ニ補償ヲナシテ一般ニ販売セシムル場合又ハ地主等米ノ所有者ヨリ救済ノ目的ヲ以テ廉価ニ売出ス場合ト雖モ其ノ価格ヲ時価ト認ムルコトヲ得ス）

四米ノ消費ヲ可成節約スル趣旨ニ依リ雑穀混合ノ廉価販売ノ拡張シ又ハ雑穀ノミノ廉価販売ヲ行フコト此場合ニ於ケル其ノ割引ハ時価ノ二割以内トスルコト（時価ニ付テハ同上）

五前各号ニ依ル廉価販売ハ実情ニ適応シ漸ヲ以テ人員、分量及割引率ヲ通減シ漸次常態ニ得セシムルコト
六各町村ノ廉売価格ヲ一定スルコト

七各種ノ給与廉価販売ハ総テ九月末日迄トシ差支ナキ地方ニ於テハ其以

前ニ於テ之ヲ打切ルコト為ニ資金ニ剰余ヲ生スルトキハ他ノ救済資金ニ充ツル目的ヲ以テ追テ指示スル迄一応保管スルコト

八其他ハ給与廉価販売ニ関スル通牒ニ依ルコト

九本寄付金ハ県下富豪諸氏ノ篤志ニ依ルモノニ付其旨ヲ周知徹底セシムルノ方法ヲ適宜講スルコト

十本配当金中ニハ政府取扱寄付金第二回ノ配当ニ係ル金拾式円ヲ包含シアルニ付含ミ置カレタシ

十一本寄付金以外ノ分ニシテ町村限り実施ノモノニ在リテモ以上ノ標準ニ依リ漸次整理スルコト

※²

年月日の下に「村長召集」とあるから、郡内の各村長を郡役所に召集し、廉売実施方法について詳細にわたる指示を与えたのである。依頼心助長への警戒が率直に表明されていたり、内地米消費節約のために雑穀混合あるいは雑穀のみの廉売を奨めたりするなど、郡は制限主義の方針を各村に指示していたことがわかる。引用に付した※印は、史料の欄外に書き込みがなされていた場所を示す。それぞれ「廉買ヲ為スコトヲ得サル困窮ノ甚シキモノニ対シテハ違例ナルモ割引ヲ増加スルコトヲ得」（※¹）、「外来ハ七斗入ナルモ實際六斗六升位ナリ外ニ今回施米廉売ニ関シ公民権ヲ失フコトナキ旨口頭ヲ以テ通牒」（※²）と記されている。これらのうち興味深いのは、※²にあるように、施米や廉売の恩恵に与つた者は公民権を剥奪されると、地域住民が信じ込んでいたことが示唆されている点である。このことは、次に引用する新聞記事を見れば、廉売の恩恵に与れば公民権を喪失するという風聞が、島根県内のみならず全国各地でまことしやかに伝えられていたことがわかる。

●廉売米を買つても公民権は失はる

米価高騰に伴ふ救済で、廉売米を買つた公民は此際公民権を喪失すると云ふ事が伝えられ、現に山形県知事は、該問題に対する疑義を内務省に質問して来たので地方局は之が回答と同時に各県知事に書面を以て通達する所があつた右に就き地方局に山田市町村課長を訪へ、曰く「被施米者が公民であつた場合は、其の公民権が失はれはしまいかと山形県知事からの照会に対し、当省では協議を重ねた結果、是は水害あるいは天災地変に依る一時的の救済と同様に見做すべきものだらうと云ふに決定して町村制第七条第一項但書貧困の爲め公費の救助を受けたる者に該當せずと云ふ回答を与へた従つて公民権は失はれぬ趣を各県知事にも通達した次第である尙本省としては今回の公民権に関する問題を、各地方の公共的雑誌に掲載し一般に徹底せしめたいと思つて既に其準備をして居る」

『山陰新聞』一九一八年九月二日

以上、全体のごく一部分の紹介でしかないが、ここまで紹介してきた文書からは、地域の治安維持と救済事業に関して郡役所からどのような指示が出されていたか、また、米の廉売に対して地域住民がどのような反応を示していたか、そして、公民権を有する人々にまで生活難が及んでいることが窺えるのである。

2、新聞記事からわかること —中間層の生活難問題とその行方—

都市部における米騒動に目を転じてみよう。先述したように、松江で民衆蜂起は起こらなかった。しかし、そのことは、米価暴騰が松江市民の生活を

脅かさなかつたことを意味するのではない。注目すべきことは、次に引用する新聞記事にあるように、米価暴騰による生活難は、各地で暴動の主体となつていた労働者や下層社会よりも、公務員・会社員などの俸給生活者や商店経営者、即ち中間層の方が深刻であると報じられている点である。

●米価暴騰と生活難

—智識階級の月給取に多い悲喜劇—

好景氣の声にあふられ今まで各階級を通じ不景氣を口にすることを愧ぢてゐた中流階級も昨今の天井知らずの米の暴騰にはもろくも低頭して異口同音に生活難を叫び出し活ける悲劇が随所に演じられて居る、そして此の惨害の最も甚だしいのは下級の労働者よりも却つて知識階級の官衙、会社、商店等の各勤め人向の家庭で大いに憂慮すべき現象である、白米商等は語る『白米が騰貴するから同業者には米屋成金が出来ねばならぬのが事實はこれと反対に続々倒産者を出だしてゐる、それは米が高い爲めに売憎く自然競争の形となり従来現金で支払つた華客も月末払となつて未払ひが多く持越すと同時に資金が停滞する為でこの未払者は重に勤め人向きだが家族の多い家ほど支払ひが附かぬ様だ』と、又曰く『例へば今まで四人暮しの家庭へ月一俵の米を入れて居たのが減じて三斗しか入らぬこれは減食する訳でなく麦とか豆粕とかの他の糧を加へるため其の麦すら一升二十何銭といふので優に安い時の白米の値に等しく世界もこうなつては飢饉状態の惨めさです』とかうなると自然他の物に節減を加へねばならなくなつて主婦たる人の最も頭痛を要する難関であるが而も騰貴は単り白米のみでなく一般の日用品に附いて廻つてゐる、でも智識階級の体面は維持せねばならず勢ひ被服物よりも飲食物の方で節約の

限りを尽くして児童の滋養料になつた牛乳にまで影響して配達を断るのが昨今頗る多いと同業者はこぼし又質屋さんは語る『私等は暇です、それは景気が好い為かと思ふと然うではなく入質者は多いが受質が減じて流れ質が多いので矢張り資金の流動がつかなくなりませう』と惨害は小月給取りなどの児童教育にまで及んで中学を中途退学する者さへ殖えて来たのは確に生活難を裏書したものである、最も留意すべきは小学児童の今夏期休暇前の体格検査の結果でこれは暑気に向ひ一般に児童の体量の減ずる時であるが今夏程不良の成績を示した年は曾て無い、原因は云ふまでもなく栄養不足といふに帰着する、そして之等の児童は智識階級者の奉職人の子弟が多く夏休み後の体格検査には一層の悲惨を見るべしと某小学校長は語る

『山陰新聞』一九一八年七月二九日

米価暴騰がもたらした生活難が、児童の發育にまで影響を及ぼしていることがわかる。このように、広範囲にわたつて深刻な影響をもたらした米価暴騰に対して、松江市当局は有志者からの寄付金と恩賜金による米の廉売と施米を八月二日から実施した。濟生会窮民名簿登録者と公費救助者には施米をする一方、台湾米一升二六銭という価格で市民に販売しようというのが、その内容である。後者の廉売は、市役所の方であらかじめ需要を調査した上で販売券を交付し、市内の各小学校を廉売会場として、その学校の校下通学区域内の者に現金販売するというものであった。また、松江市当局が市内の官公署・会社の職員救済のために廉売に関する内規を制定していることは「はじめに」でふれたが、それは、廉売の対象となる家族人数・家計収入の基準を示し、官公署ごとに該当者の申し込みを取りまとめさせ、取りまとめた申

込者数に合わせて、官公署ごとに売り渡そうとするものであった。この内規に対しては、裁判所・警察署・監獄・県庁・郵便局から少なからぬ申し込みがあつたといふ⁽⁵⁾。

以上の経緯からして、米の廉売は中間層の生活難対策も兼ねていたと言えよう。しかし、先述したように、廉売の恩恵に与れば公民権を喪失するといふ風聞が伝えられていたことや、先の引用の冒頭に「不景気を口にする事を愧ぢてゐた中流階級」とあるように、中間層には自らが困窮していることが表沙汰になることを忌避する傾向が見受けられることからして、廉売が中間層の生活難にどれほど奏功していたかは疑問である。やはり、中間層の生活難問題の行方を見きわめるためには、翌一九一九年まで考察の対象にする必要があろう。なぜなら、翌一九一九年も前年と同様に米価が暴騰し、それへの対応として様々な対応が実施されるからである。

それでは、一九一九年の米価暴騰が前年と同様の問題を惹起した事例を挙げよう。

● 憐れ細民の子弟

— 生活難で小学児童の栄養不良から体操や種痘が出来ない—
最近物価の狂騰は各階級を通じて夥しく生活を脅威され就中米価の猛騰は殆ど其極度を知らざる勢ひにて世人を脅かし生活難の声は日に日に高まりつゝあるが近く我が松江市にては市内各小学校生徒の栄養不良の結果殆んど運動に堪へざるものあり就中雜賀小学校生徒には体操時間中其の運動に堪へざるもの多数を發見せり校医の診断に依れば全く身体栄養の不足に原因する事を發見したりといふ尚ほ八束郡某村小学校の生徒に對して種痘を為さんとせしに種痘用メスは生徒の栄養不良の為に身体

全く衰弱して脂肪分を消耗され筋肉の緊張力を失ひ腕は殆んど骨と皮膚となり居りて完全に皮膚内へ刺傷を為し得ざるものを多数発見せりと云ふ一般に予想以上の生活難に苦しめられて遂には国民体質の減退を来し發育中の小学児童に最も大切なる体操科を中止せしめんかとの声を聞く迄に悲惨なる運命に立到らしめたるは由々しき大事と云はざるべからず
『山陰新聞』一九一九年七月一九日

右の引用からは、本章冒頭の引用記事によつて中間層の生活難問題として報じられた、児童の栄養不良の問題が再燃していることがわかる。また、これより数ヶ月前に山陰新聞は「米価と民心」と題した社論を掲載し、「現下米価の暴騰に対する国民の静平は、地底の活火に似たる者ならざるなき乎。真の静平にあらずして唯表面の静平のみ。：（中略）：是を以て吾人は今政府が米価に対して頗る樂觀の状あるを見ると共に、何等之が緩和の手段を執らんとせざるを見て甚だ寒心に堪へざるなり」⁶⁾と、米価暴騰に対する政府の無策を非難した。これらのことから窺えるように、一九一九年も米価暴騰による中間層以下の生活難問題が再燃し、昨年の米騒動を彷彿させる状況が生じていたのである。

以上のような状況に対して松江市当局は、前年と同様に米の廉売に着手する一方、かねてから松江商業会議所が設立を要望していた公設市場を、一九一九年の一〇月から天神と殿町の二箇所で開催し、米麦や蔬菜などの生鮮食料品の廉価販売に着手した。次に引用する、開設間もない頃の売れ行きを報じる新聞記事からは、使用人を雇う家庭も含めた中間層の婦人たちが公設市場を活用しており、米が相当の売り上げを示していることが窺える。

● 毎日五百円内外 公設市場の売れ行き

― 砂糖が大景気で米に次ぐ 日曜は客が少ない ―
去月廿一日から開場した公設市場の此頃の様子は如何かと聞いて見ると殿町市場の坂村主任は木の香の新しい事務室に招じて卓を囲み乍ら快活に語る「此処は砂糖が特に安いといふので市内の小売商などで問題になつてゐる様ですが、これは指定商人が安く売つてゐるのでお蔭で需要者の方では大層な好評で比較的砂糖の売行きが一等です、毎日五百円内外の売上高のうちで米が百三四十円その次に位するものが砂糖で百二十円位それから野菜が八十円雑穀が五十円次が果物味噌漬物豆腐と云つた様な順序です、：（中略）：お客筋ですか………エ随分官吏の御夫人らしい人も見受けます而もそれが追々多くなつて行くのです、それが初めは何だか恥しいといふ感じがあつたのが此頃は追ひ／＼勝手が解つて来たので自分で下女を督励してアレを買へコレを買へと指図して下女に持たしてお帰りになる御方もあります、こゝに面白いのは多くなければならぬ日曜日にトンと人が見えないことで之は多分平常旦那様がお留守の時は何か御馳走など気をお揉みになるが日曜には偶のご在宅なので一緒に散歩でもなさるのか又は始終お宅にゐらしつしやるのだらうと観測してゐます然しどうしても借家住まひのお内儀さんが大多数で之れを五分とすれば官吏の奥様分、後は三二分が商家と云つた様な割合です」：（後略）：

『山陰新聞』一九一九年一月四日

一方、県当局の方では、米価調節につながるという理由で、節米即ち米以外の雑穀を用いた代用食を推奨していた。その事例として、県知事が主催す

る代用食試食会を挙げておこう。代用食試食会は、一九一九年一〇月に「市内主なる官民」二〇〇余名を集めて開催され、ここでは代用食料理として「馬鈴薯飯、粟飯、びるま豆飯」が披露された。次の引用は、その代用食試食会の様子を伝える新聞記事の中から、その会場での県知事の挨拶を抜粋したものであるが、その締めくくりの部分からは、節米の成否の鍵を握る存在として、婦人の果たす役割への期待が表明されていることがわかる。

●一皿に盛られた種々な代用食

—官民百余名集つた 昨日の試食会—

：（前略）：今や我国の米産額は五千六百万石にしか達せぬ然るに其消費量は五千八百万石にも及び現に三百万石の不足がある、而も我国民は年々七十万人づゝ増加してゐるから食糧問題は是非何うかせねばならぬ、：（中略）：何うしても国民の代用食に拠る節米が肝要である、政府は此方針の下に食糧問題を解決しやうとしてゐるので地方官なる私は政府の趣旨を体し其実現に努めて居る次第である、最後に列席の婦人方に希望するは直接家政に當つて居らるゝ方にあらざれば到底節米の趣旨が徹底するものではない希はくば国家の実情に鑑み御尽力ありたい云々
『山陰新聞』一九一九年一〇月四日

おわりに

以上、ここまで見てきたように、松江では都市部でも郡村部でも民衆蜂起は発生しなかった。しかし、そのことは米価暴騰が松江の市民生活を脅かさなかつたことを意味するのではない。都市部・郡村部共に米価暴騰による生活難や人心不安は確認できるし、郡村部では青年団や在郷軍人会のみならず

宗教者まで治安維持と救済事業に動員するよう、指示されていることを確認することができた。これらの人々が動員されたことが、以後の地域秩序のあり方にとどのような影響をもたらすのか注視されねばならないであろう。また、都市部では中間層の生活難問題がクローズアップされていたこと、そして、それは翌一九一九年の米価暴騰の際にも再燃し、代用食の推奨や公設市場の開設などの新たな対策を必然化したのである。これらの対策について、中間層の消費生活のあり方やそこにおける女性の役割を視野に入れながら、その歴史的意義を考える必要があるだろう。以上が、松江における米騒動を考察する際に深めるべき論点であると、筆者は考える。

注

- (1) 吉岡吉典「島根の米騒動」(二) (六) 『郷土』五・七・九〜一二号(一九五八〜一九六一年)。
- (2) 山藤忠「浜田の米騒動①」(『瓦(石見郷土誌)』二号、一九六五年)、同上「続浜田米騒動記」(『瓦(石見郷土誌)』三号、一九六五年)。島根教育科学研究会編『島根の近代史』(青友印刷、一九六八年)。内田融「島根県下米騒動の一考察」(『山陰史談』一〇号、一九七六年)。
- (3) 本稿で紹介する史料は原文のまま引用している。
- (4) ②とほぼ同文の通牒が、簸川郡役所から同郡内の町村長宛てて発せられていたことが、小田繁俊「大社町にみる米騒動の対策」(『大社町史研究紀要』一号、一九八六年)によって指摘されており、その全文も紹介されている。本稿で取り上げている郡役所の指示は、八束郡のみならず県内全域で出されていたものと思われるが、この点については今後の検討課題としたい。
- (5) 松江市当局による米の廉売については、前掲井上清・渡部徹編著の二二四〜二二七頁を参照。
- (6) 『山陰新聞』一九一九年五月二九日。